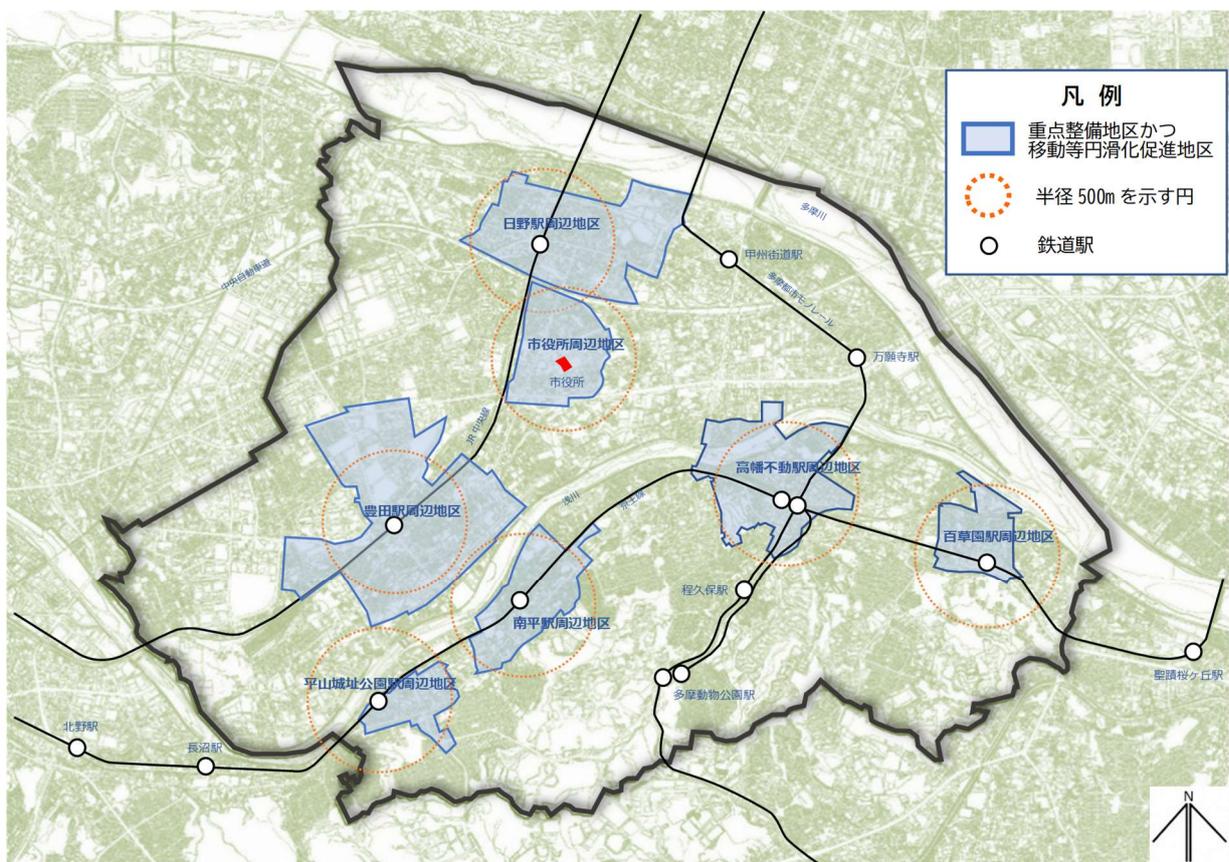


第2章. 重点整備地区の概要

1. 重点整備地区の設定

市では、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画（H24(2012)年）に基づき、7つの重点整備地区のバリアフリー化に重点的・一体的に取り組んできました。駅施設のエレベーター設置やバスのノンステップ化、音響式信号機への改良等、既存施設のバリアフリー化は一定程度達成しましたが、未改修の道路や都市公園等も存在することを踏まえ、引き続き第三次基本構想においても重点整備地区としました。

重点整備地区の位置



2. 生活関連施設及び生活関連経路

(1) 生活関連施設・生活関連経路の設定

生活関連施設及び生活関連経路は、第二次UD推進計画において定めています。具体的な施設及び経路は、各地区の基本構想図となります。

なお、バリアフリー法では、生活関連施設は、以下のように定義されています。

- ① 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- ② 相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等

また、生活関連経路においては、『生活関連施設相互間の経路』としてバリアフリー法に定義されており、第二次UD推進計画により以下の考え方による整備方針や優先順位としています。

◇生活関連経路の考え方

区分1	考え方	区分2	整備内容	優先順位
A 主要な経路	駅と施設間、施設と施設間を結ぶ経路のうち主要な経路	生活関連経路Ⅰ 	・歩道がある（できる）道路 ・移動等円滑化基準で整備する道路	①
		生活関連経路Ⅱ 	・歩道のない道路 ・歩行者の安全性を高める道路	
B 選択性、回遊性の経路	主要な経路ではないが、選択性、回遊性の観点から必要な経路	生活関連経路Ⅰ 	・歩道がある（できる）道路 ・移動等円滑化基準で整備する道路	②
		生活関連経路Ⅱ 	・歩道のない道路 ・歩行者の安全性を高める道路	
C 旧基本構想で位置付けた経路 (A, B を除く)	旧基本構想で位置付けた経路 (A, B を除く)			③

(2) バリアフリー基本構想図(各地区別)

6 ページから 19 ページまで、7 地区別のバリアフリー基本構想図を示しています。